

令和7年度県民スポーツ大会（南薩地区大会）競技規則

競技委員会

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則 4.2a』を適用する。

3. 使用クラブの規格

『適合クラブリストの条件・ゴルフ規則 4.1a』を適用する。

4. プレーの条件

18 ホール・ストロークプレー

5. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズ白杭で定める(定義「アウトオブバウンズ」参照)

2. ペナルティーエリア(規則 17)

ペナルティーエリアの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、
その限界はアウトオブバウンズ境界と一致する。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16.1）

(a) 修理地

修理地は白線と青杭で表示する（定義「修理地」参照）

(b) 動かさない障害物

樹木保護の為に支柱、排水溝、場内整理用縄張り施設、枕木や動かさない障害物によって
囲まれた造園区域、埋め込みの距離表示およびヤード杭。

電磁誘導カートの2本のレールは全幅を持って1つのカート道とみなす。

4. コースと不可分の部分

樹木に密着している巻物

5. プレーのペース

ローカルルールひな型 K—2 を適用する。

6. プレーの中断（規則 5.7）

ローカルルールひな型 J—1 を適用する。

7. ホールとホール間の練習（規則 5.5 b）

ローカルルールひな型 I-2 を適用する。

8. 移動

知覧カントリークラブ主催による全競技において、正規ラウンド中のカート乗用を認める。

9. コース内の池はレッドペナルティーエリアとし、その境界は赤杭または赤線をもって標示する。

また池の構築部分内はシート保護の為プレー禁止区域とする。

10. グリーン上はパター以外のクラブの使用を禁止する。（但し、緊急等の場合はこの限りではない）

11. 2 番、16 番のカート道路と、組石に挟まれた「砂利」部分は道路の一部とみなし、その部分に球が停止している場合は、罰なしに救済を受けることが出来る。なお、組石の上又は、間に停止している場合は、罰無しに救済を受けることは出来ない。

12. 固定スプリンクラーヘッドについて、ジェネラルエリア内においてスプリンクラーがパッティンググリーンから 2 クラブレンジス以内にあり、球からも 2 クラブレンジスの範囲内で、且つ球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、プレーヤーは動かさない障害物として救済を受けることができる。

注 意 事 項

1. スタートの呼出しは一切行なわないので、スタート時刻 5 分前までにスターティングホールに待機すること。

2. 競技の条件やローカル・ルールに追加・変更のあるときは、スタート広場及びスターティングホールに掲示して告示する。

3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

4. 競技中の携帯電話の使用は禁止する。

5. 九州ゴルフ連盟主催競技行動規範 3. ドレスコードに準ずる。